

事務連絡
令和3年9月15日

各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長
石崎 宏 明

登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が令和元年12月16日に施行され、行政機関が、電子情報処理組織等を使用して、登記事項に係る情報を入手・参照できる場合には、申請等における登記事項証明書等の添付を省略することができることとされました。

このたび、文化庁において、電子情報処理組織等を使用して登記事項に係る情報を入手・参照することが可能となったため、文部科学大臣所轄宗教法人については、令和3年10月1日から、宗教法人法第9条に基づく登記に関する届出について、登記事項証明書の添付を要しないこととするとともに、電子メールで登記に関する届出を行うことを可能としますので、お知らせします。

つきましては、登記に関する届出の提出用のメールアドレス（teisyutuhojin@mext.go.jp）を設定しましたので、別添の新しい登記に関する届出の様式例と併せて御案内いたします。

なお、同日以降、登記に関する届出を紙媒体で提出することを廃止するものではありませんので、申し添えます。

これに伴い、文部科学大臣所轄宗教法人用の登記完了届の様式例を別添のとおり定めましたので併せてお知らせします。なお、変更後の登記完了届の様式及び登記に関する届出の提出用メールアドレスについては、文化庁ホームページにおいても、近日掲出いたします。

【お問い合わせ先】

文化庁宗務課法規係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 (3038)